

## 裁判官弾劾裁判所事務局障害者活躍推進計画

令和 2年 3月25日  
改正 令和 5年 6月 7日  
裁判官弾劾裁判所裁判長

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項の規定に基づき、次のとおり障害者活躍推進計画を作成する。

- 1 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
- 2 障害者雇用に関する課題  
裁判官弾劾裁判所事務局は、職員総数が11人と小規模な組織であり、これまで障害者に限定した募集・採用は実施しておらず、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
- 3 目標
  - (1) 採用に関する目標  
職員（障害者以外の者も応募可）の募集を通じて障害者の採用を目指す。
  - (2) 定着に関する目標  
当該年度に採用した職員の当該年度末における定着率について、前年度を上回る。
- 4 取組内容
  - (1) 障害者の活躍を推進する体制整備  
障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
  - (2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出  
障害者を採用した場合には、障害者の能力や希望を踏まえ、職務整理表や組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。
  - (3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理  
募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
    - ア 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
    - イ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
    - ウ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
    - エ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
    - オ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
  - (4) その他  
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。